

# 下ビルマにおける地主＝小作関係の展開： 1880—1910年

西 沢 信 善\*  
広島大学総合科学部

## **Evolution of the Landlord-Tenant Relationship in Lower Burma: 1880—1910**

Nobuyoshi NISHIZAWA\*\*

Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

### **SUMMARY**

Burma performed remarkably in terms of economic development in the later half of the 19th century under British colonial rule. It was the export of various primary products, especially rice, which brought about economic growth. There was a substantial export boom in Lower Burma, and many farmers enjoyed economic prosperity. But although economic development went well smoothly in the beginning, serious changes gradually developed in the rural society of Lower Burma in the 1880's. Rented areas began to increase greatly, while landlords and tenants became separate classes. The differences in terms of the size of land holdings widened to a significant degree.

Stimulated by a raise of the prices of paddies, lands and rents, capitalists who were rich landlords and traders, came to reclaim the waste-lands actively and

---

\* 広島大学平和科学研究センター兼任研究員

\*\* Research Associate, Institute for Peace Science, Hiroshima University

rented them to tenants. On the other hand, non-agriculturists, money-lenders like Chattyar or traders also gathered lands through the foreclosure of mortgaged lands. Thus, it will be understood that there were considerable changes in the rural society towards the end of last century. This paper tries to analyze the causes and process of these changes.

## 問題

ビルマは19世紀における3次の英緬戦争を通じて英国の植民地支配をうけることになる。それまで鎖国に近い状態であったビルマは植民地化とともに強制的に門戸を開かされ、国際分業体制の一環に組み込まれていった。英国による経済開発は何よりもまずイラワジ川デルタの土地開発および木材や非鉄、石油などの諸資源の開発に向けられた。これらの開発資源は専ら輸出に向けられ、多大の収益をもたらした。

下ビルマのペゲー地方が英国の植民地下に入った頃（1850年代初頭）、同地方はほとんど開発されていなかった。しかしその後急速な開発が進められ、米の作付面積は目ざましく拡張していった。19世紀の後半、下ビルマでは約400万エーカーの土地が開墾され、さらに今世紀に入ってからテンポは鈍化するものの拡張が続き、1930年頃には米作地は約700万エーカーに達した。海外からの旺盛な需要をうけて籾価格は上昇を続け、100バスケット当り籾価格は1850年頃の10ルピー以下の水準から、世紀転換期には100ルピー近くまで高騰した。籾価格の持続的な上昇はそれまでの自給自足的な生産を、市場向け生産に転換させるとともに、貨幣経済の浸透を促進させた。19世紀後半の下ビルマは米輸出ブームに沸き、多くの農民は所得の向上と経済的繁栄を享受したといわれている。

しかし一見順調に見えた下ビルマの経済発達も前世紀末頃から農村社会を中心に次第に矛盾を顕在化させるようになった。すなわち小作地が急増し、農民間で地主層と小作人層が別個の階級として明瞭に折出され、階級分化が進んだ。しかも土地所有者の間でも土地保有規模の格差が拡大し、階層分化が進展した。中・大地主層による土地集積が顕著になり、特に非農業者の下により激しく土地が集中した。

これらの諸変化を地主＝小作関係の展開と捉えておく。それではどうして前世紀末から今世紀初頭にかけて地主＝小作関係の急展開が見られたのであろうか。本稿はそのことを問題として取り上げている。

# I 小作地の増加と農村社会の変化

## 1. 小作地の増加

最初に19世紀後半から1910年代初頭頃までの地主＝小作関係を概観しておこう。下ビルマ・ペゲー地方の開発が進められたのは1850年代以降のことである。それまでこの地域は人口も少なく、沼沢地やジャングルの広がる荒蕪地に過ぎなかった。<sup>1)</sup>同地方は19世紀半ばの英領植民地化とともに、米輸出をテコにして急速に開発が進められることになる。その際の最大の問題は不足する労働力と開発資本とを如何に調達するかにあった。労働力についてはその調達の第一の源泉はビルマ国内なканずく上ビルマからの移動労働力であった。しかし広大なデルタの開発は国内からの労働力調達だけでは不十分なため、インドからの労働力移入が図られる。また資本供給も国内貯蓄の動員だけでは需要を満たすことができず、インドの金貸し集団、チェティエ (Chettyar) の資金が導入される。このように何とか開発隘路を打開しながら、デルタ地方は小農を中心として開発が進められていった。

19世紀後半は大いに開発が進められた時期であるが、広大な開発余地（フロンティア）を残しており、土地に比して人口は相対的に稀少であった。このような状況下においては当時の報告書も地主と小作農の階級は未分化であり、両者を区別することは困難であると指摘している。<sup>2)</sup>もちろん土地所有者が自分の土地を小作に出すことは早くからみられた。しかもその頃の土地の賃貸は土地所有者が老齢や病気などによって自らが耕作できなくなって賃貸するのが一般的であったとみられている。<sup>3)</sup>つまり開発初期の地主は寄生的な性格は稀薄であったといえる。

他方、上ビルマから移動してきた労働者は手持資金をほとんど持たなかったために、数年は小作人あるいは農業労働者として働かねばならなかった。しかし純粋の土地なし労働者や小作人からスタートしても、数年後には貯めた金で土地を買い、土地持ち農民に転化していくことができた。<sup>4)</sup>バセイン (Bassein) 県の「地租設定報告書」には農業労働者から土地持ち農民に向上していく例がある。<sup>5)</sup>まず数年（恐らく2～3年）農業労働者として働き、その間に貯めた金で1～2頭の水牛を買い、次に小作人としてさらに数年働けば土地を買う金を得ることがで

きた。このように当時は比較的容易に土地を入手することができたため、土地持ち農民が一般的であり、また小作人といっても小区画の土地を所有する者も多かった。この頃の農民の中には自分自身の土地を小作に出したり、或いは収入を補うため他人や親戚の所で小作人として働く者も数多くいたとみられる。

こうした状況に変化が見られるようになるのは地域によってかなりの違いがみられるものの、下ビルマでは大体1880年以降のことといえよう。その頃より次第に小作地増加のテンポが速まり、世紀転換時頃には小作地比率は約20%に達した。さらに1910年代初頭には農地のおよそ3分の1が小作地に変わっていた。すなわち1880年代以降、20～30年の間で下ビルマの農村社会の間でかなりの変化が起こっていたことが理解されよう。県別でみるとわけでも、ハンタワディ、タラワディ、ペグー、ピャーポン、バセイン、モービンなどの諸県で小作地比率が高く、いずれの県もその率は30～40%台に及んでいた。一般にイラワジ川デルタのブローム県以南の諸県で小作地化現象が顕著であったといえる。

## 2. 土地保有の分析

これまで見てきたところから明らかのように、19世紀末頃から小作地が急増してきたが、それは他方においては土地の集積・集中が進みつつあることを意味した。ここで土地保有の状況を農業者 (agriculturist) および非農業者 (non-agriculturist) に分けてみておこう。農業者というのは農業を主たる収入源とする者のことで、地主、自作農、小区画の土地を保有する小作人などがそれに含まれる。不在地主化している者でも地代が主たる収入源であれば農業者に分類される。これに対し、非農業者というのは農業以外の職業に従事する者のことで、その主なものは商人および金貸しなどである。

1901-02年において農業者および非農業者が保有する土地はそれぞれ570万エーカー、122万エーカーであった。1913-14年についてみるとそれぞれの保有面積は726万エーカーへと増大した。この間の両者の平均増加率は前者の2.0%に対し、後者のそれは4.2%に達している。すなわち農業者よりも非農業者の下へより急速に土地が移転しつつあったことが分かる。<sup>6)</sup>そして小作地に占める非農業者の保有面積の割合もかなりの上昇をみせた。例えばヘンザダ・バセイン県に

第1表 小作地の増加(1)

(単位：エーカー)

ハンタワディ県	1883-84	1892-93	1901-02	1910-11
1 小作地面積	36,025	90,533	425,867	531,405
2 農地面積	n.a.	581,482	1,126,356	1,228,235
3 小作地比率(%)	n.a.	15.7	37.8	43.2
ペグー県	1883-84	1892-93	1901-02	1910-11
1 小作地面積	28,169	271,836	228,697	394,758
2 農地面積	n.a.	829,359	729,528	867,386
3 小作地比率(%)	n.a.	32.8	31.3	45.5
タラワディ県	1883-84	1892-93	1901-02	1910-11
1 小作地面積	10,581	45,038	88,966	164,497
2 農地面積	n.a.	366,069	429,518	487,658
3 小作地比率(%)	n.a.	12.3	20.7	33.6
プローム県	1883-84	1892-93	1901-02	1910-11
1 小作地面積	4,178	12,833	34,593	27,348
2 農地面積	n.a.	318,420	327,380	362,676
3 小作地比率(%)	n.a.	4.1	10.7	7.4
タイェミョ県南部	1883-84	1892-93	1901-02	1910-11
1 小作地面積	2,455	1,708	9,803	2,550
2 農地面積	n.a.	49,892	89,334	99,429
3 小作地比率(%)	n.a.	3.4	11.0	2.6
ヤメティン県ピンマナ		1899-00	1901-02	1909-10
1 小作地面積	n.a.	27,814	26,501	39,753
2 農地面積	n.a.	n.a.	361,176	492,496
3 小作地比率(%)	n.a.	n.a.	7.3	8.1
トングー県		1893-94	1901-02	1910-11
1 小作地面積	n.a.	26,764	67,894	124,234
2 農地面積	n.a.	n.a.	260,413	415,817
3 小作地比率(%)	n.a.	n.a.	26.1	29.9
タートン県		1895-96	1901-02	1910-11
1 小作地面積	n.a.	15,863	66,888	140,733
2 農地面積	n.a.	112,100	560,828	680,046
3 小作地比率(%)	n.a.	14.2	11.9	20.7

## 小作地の増加 (2)

バセイン県		1882-83	1892-93	1901-02	1910-11
1	小作地面積	15,824	80,419	136,382	232,282
2	農地面積	n.a.	662,878	592,605	696,670
3	小作地比率(%)	n.a.	12.1	22.9	33.3
ヘンザダ県		1886-87	1892-93	1901-02	1910-11
1	小作地面積	33,259	81,227	125,532	166,937
2	農地面積	n.a.	437,651	503,351	569,892
3	小作地比率(%)	n.a.	18.5	25.0	29.3
ミヤンミヤ県			1893-94	1901-02	1910-11
1	小作地面積	n.a.	33,519	130,880	251,233
2	農地面積	n.a.	362,442	530,727	644,437
3	小作地比率(%)	n.a.	9.2	24.7	39.0
モービン(トンガ)県		1887-88	1892-93	1901-02	1910-11
1	小作地面積	20,817	126,097	312,078	132,774
2	農地面積	n.a.	779,170	913,050	443,582
3	小作地比率(%)	n.a.	16.2	34.2	29.9
ピャーボン県				1903-04	1910-11
1	小作地面積	n.a.	n.a.	187,551	330,072
2	農地面積	n.a.	n.a.	539,116	625,589
3	小作地比率(%)	n.a.	n.a.	34.8	52.8

(注) 下ビルマの県は県境がしばしば変更されており、小作地面積および農地面積は単純には比較できない。

(出所) Hardiman (ed.): 1, 12, 18, 23, 28-29, 33-34, 40, 48, 54, 59, 65  
各ページ

ついてみると、その率はおよそ32%に達していた。<sup>7)</sup>1901-02年から1912-13年についてみると下ビルマ全体ではその率は60~70%にまで高まっていた。つまりこのことは地主=小作関係の展開において、非農業者地主の存在が重要になりつつあることを示すものであろう。

非農業者に集積された土地はむしろ売りに出されることの方が多かった。実際、非農業者はチェティエに代表されるように、土地集積よりも現金などの流動資産の獲得を第1の目的とする者が多かったからである。<sup>8)</sup>もちろん土地を売りに出

第2表 下ビルマにおける土地所有、売買等に関する統計

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	農地面積 (1,000エーカー)	小作地面積 (1,000エーカー)	小作地比率 (2)/(1) (%)	農業者土地 所有面積 (1,000エーカー)	(4)/(1) (%)	非農業者土地 所有面積 (1,000エーカー)	(6)/(1) (%)	(6)/(2) (%)	売買土地 面積 (1,000エーカー)	(8)/(1) (%)
1901-02	6,932	1,831	26.4	5,709	82.3	1,123	17.7	61.3	421	6.1
1902-03	7,236	1,926	26.6	5,948	82.2	1,288	17.8	66.9	450	6.2
1903-04	7,428	2,058	27.7	6,077	81.8	1,351	18.2	65.6	538	7.2
1904-05	7,689	2,067	26.9	6,215	80.8	1,474	19.2	71.6	520	6.8
1905-06	7,895	2,153	27.3	6,347	80.4	1,548	19.6	71.9	520	6.6
1906-07	8,035	2,343	29.2	6,367	79.2	1,668	20.8	71.2	515	6.4
1907-08	8,117	2,537	31.3	6,356	78.3	1,761	21.7	69.4	525	6.5
1908-09	8,389	2,726	32.5	6,489	77.4	1,900	22.6	69.7	496	5.9
1909-10	9,120	2,747	30.1	7,118	78.2	2,002	21.8	72.9	407	4.5
1910-11	8,988	2,938	32.7	6,996	77.8	1,992	22.2	67.8	408	4.5
1911-12	9,303	2,840	30.5	7,258	78.0	2,045	22.0	72.0	455	4.9
1912-13	9,264	3,012	32.5	7,219	77.9	2,045	22.1	67.9	527	5.7
1913-14	9,190	3,157	34.4	7,264	79.0	1,926	21.0	61.0	517	5.6

(出所) The Economic and Social Board, Office of the Prime Minister, A Study of the Social and Economic History of Burma

Part VI a 1897-98 to 1913-14 appendix VI Ai, VI Aii

したのは非農業者だけではないが、彼らによる売りが大きなウェートを占めていたとみてよいであろう。第2表に示したように、今世紀初頭、下ビルマでは年々40万～50万エーカーの土地が売りに出されていた。1901～02年から1913～14年までの12年間に売りに出された土地の累計は630万エーカーに上る。1910年頃の農地面積がおよそ920万エーカーであることを考慮すれば、売買の対象になった土地面積はかなり大きいことが理解されよう。この中には同一の土地が何度か売買の対象となった可能性はもちろんある。例えばファーニバルは下ビルマの土地は株式市場における証券のように持ち主が頻繁に変わったと指摘している。<sup>9)</sup>しかしそのことを考慮したとしても年々農地の5～7%の土地が売りに出されていたことは土地売買がかなり活発であったとみてよいであろう。このような活発な土地売買は土地の所有者移転が頻繁であったことを意味しており、農民層分解が急速に進みつつあったことの現れとみることができる。

これまで見てきたところから、1880年代以降、今世紀初頭にかけて小作地が増加し、地主と小作の階級分化の進展が起りつつあったことが分かる。この過程は同時にまた、土地保有規模に関して格差の拡大の過程でもあった。このことをこれらの諸変化が典型的に現れたとみられるハンタワディ県の例を取り上げて分析しておこう。

### 3. ハンタワンディ県南部の事例

1879年のハンタワンディ県南部の「地租設定報告書」によれば、農民の保有面積はかなり広がったものの、土地はほとんど賃貸しされておらず、小作人階級は存在しないといわれていた。実際、農地面積に占める小作地比率はわずか5%程度に過ぎなかった。<sup>10)</sup>しかしその後急速な変化が起こる。土地記録局によれば、1898～99年には農地面積の実に45%が小作地になっていた。<sup>11)</sup>郡別にみると、トンガ郡が64%と最も高く、トワンテ郡が31%で最も低かった。10年後の1908～09年になると小作地はさらに増加して39万エーカーに達し、小作地比率は53%に及んだ。<sup>12)</sup>

このような小作地の増加は農民の階層分化を伴っていた。当時の「地租設定報告書」も「土地を金銭獲得の第一の投資手段と見なす非農業者地主階級の成長お

第3表 保有規模別の土地所有状況

(単位：%)

保有規模	トワンテ郡	クンチャンゴン郡		チャウタン郡	トンガ郡	カヤン郡
		デルタ部	台地部			
5～20エーカー	12	6	32	4	4	3
21～40エーカー	28	17	35	12	12	10
41～60エーカー	18	18	14	17	14	11
61～100エーカー	19	32	11	25	23	27
100エーカー以上	23	37	8	42	47	37

階級別土地耕作状況

(単位：%)

	トワンテ郡	クンチャンゴン郡		チャウタン郡	トンガ郡	カヤン郡	全体
		デルタ部	台地部				
土地所有者	57	46	53	35	22	30	38
小作人	38	49	43	61	72	67	57
差配人	5	5	4	4	6	3	5

(出所) Hardiman (ed.) 7 ページ

よび大規模保有地 (large estate) の増加は必然的に小作地のかなりの増加を伴うものであった」と指摘している。<sup>13)</sup> 実際、小作地比率が高い所ほど階層分化が活発であった。第3表はそのことを示している。この表から次のことが分かる。中規模 (61～100エーカー) ないし大規模 (100エーカー以上) 保有地が発達し、支配的になっている所はトンガ、チャウタン、カヤン、クンチャンゴン (デルタ地帯) の各郡である。これらの郡では中・大規模保有地が農地面積に占める割合は実に60～70%に及んでいる。わけてもトンガ郡やチャウタン郡では100エーカー以上の大規模保有地が占める割合は40%を超えている。他方、5～20エーカーの小規模農地の全体に占める割合は極端に低く、最も高いクンチャンゴン (デルタ部) でもわずか6%に過ぎない。つまり、これらの郡では土地保有規模に関してかなりの格差が生じていることが分かる。そして、このように階層分化が進んでいる所ほど小作人による耕作が支配的で小作地比率が高い。例えば、トンガ郡やチャウタン郡では小作人による耕作面積が農地面積に占める割合はそれぞれ

72%, 61%とかなり高い。

これに対してトワンテ郡やクンチャンゴン郡（台地部）では逆に小規模農地が支配的である。例えば両郡では60エーカー以下の農地が占める割合はそれぞれ58%, 81%とかなり高い。ただしトワンテ郡は後者に比べれば中・大規模保有地のウェートは高い。言い換えればこれらの郡ではトンガ郡やチャウタン郡に比べれば階層分化は遅れている。ところでトワンテ郡やクンチャンゴン郡（台地部）では土地保有者自身による耕作が支配的で、そうした農地が全体に占める割合はそれぞれ57%, 53%と半分強を占めている。つまり自作農経営がより支配的といえる。

以上からハンタワディ県南部について次のことが確認できる。すなわち同地域の多くの郡で中・大規模保有地が発達し、階層分化が活発であったこと、また、そうした所では小作農による耕作が支配的であったこと、逆に階層分化が相対的に遅れていたところでは自作農による耕作が主であったこと、などが見出される。

扱て、次にはこうした諸変化の生じた原因を分析せねばならない。

## 註

- 1 Furnivall, J.S. *Colonial Policy and Practice: A Comparative Study of Burma and Netherlands India* New York 1956 85ページ
- 2 Hardiman J.P. (ed.) *Compilation on Tenancy Matters* Rangoon 1913 8, 18, 24ページ
- 3 Hardiman (ed.) 18, 24ページ
- 4 Furnivall, 85-86ページ
- 5 Hardiman (ed.) 前掲書に所収。42ページ
- 6 非農業者への土地移転はその後一貫して増加し続け、1930年には244万エーカーに達し農地面積に占める比率も26.4%にまで高まった。そして1930年代初頭の恐慌は彼らの下にさらに激しく土地を集積せしめ、恐慌後には下ビルマの農地の約半分が彼らの手中に帰した。
- 7 Bridge, J.F.(ed) *Report on the Settlement Operations in the Bassein and Henzada Districts, Season 1883-84* Rangoon 1885 11ページ
- 8 Chakravarti N.R. *The Indian Minority in Burma: The Rise and Decline of an Immigrant Community* London, New York, Bombay 1971 64ページ
- 9 Furnivall, J.S. *An Introduction to the Political Economy of Burma* Rangoon 1957 58ページ

- 10 Hardiman (ed.) 8 ページ
- 11 Hardiman (ed.) 8 ページ
- 12 Hardiman (ed.) 8 ページ
- 13 Hardiman (ed.) 8 ページ

## II 資本主義的土地開発

前章において1880年頃から下ビルマでは小作地が増え、階級・階層分化が進んだことをみた。それでは何故この時期、小作地が増加し、農民間の格差が増大してきたのであろうか。この問題を下ビルマの主要米作県の一つであるペゲー県の大土地所有者層の形成過程を分析することによって考察してみよう。

ペゲー県のBurma Gazetteerは同県の大地主層は次の2つの層からなるとしている。<sup>1)</sup>

### 1. 資本家

### 2. チェティエなどの金貸し

前者は資力ある商人や地主で、利潤動機によって積極的に未開拓地を開墾し、それを小作地として賃貸して大地主層に成り上がった者である。後者は金貸しや商人であって、農民金融を通じていわゆる抵当流れ (foreclosure) の土地を集積した者である。時期的に見れば恐らく開発の初期は前者による土地集積がより支配的で、次第に後者によるそれが支配的になっていったと考えられる。事実、非農業者の下により急速に土地が集中するのは今世紀に入ってからであった。ここではまず資本家的土地開発を考察しておこう。

ペゲー県パヤガレー郡では100エーカー以上の土地を保有する大地主の数が1880年以降急速に増加してきた。すなわち、1882-84年頃は大地主の数は30人に過ぎなかったが、1896年には114人になり、さらに1899-1900年には153人に増加した。特に、1890年代後半の増え方は極めて急速であった。しかもこれらの大地主は専ら新しく開墾された所で見出されたのであった。<sup>2)</sup>このことは大地主層の形成を考える上で極めて重要な事実といえる。つまり新しく開墾されたところで大地主が見られたということは彼らが開発地主であることを示している。勿論、土地を大々的に開墾するにはそれ相応の資金がいるわけで、そうした資金を調達

できる富裕な地主、商人などが開発大地主に成長・転化していった。Burma Gazetteerはこうした資力ある地主、商人のことを資本家と呼んでいるのである。

そしてこれらの開発された土地が小作地として賃貸しに出されたのであるが、下ビルマでは次第に賃貸しを目的として開発されるところが増加してきたと考えられる。下ビルマで小作地が急増してきた一つの理由はこうした事情によるものといえよう。勿論、下ビルマのすべての土地がこうした資本家的な開発であったわけではない。依然として小農による開発も大きなウェートを占めていたと考えられる。しかし前世紀末頃からは資本主義的な開発が増加し、そのことが小作地の増加、格差拡大の重要な原因になっていったと考えられる。

それではこうした資本主義的な土地開発を促したものは何であったのであろうか。その最も重要な要因として、地価、籾価格および地代などの高騰を挙げることができる。地価の上昇はキャピタル・ゲインをもたらし、土地開発を促すことは明らかである。単なる値上がり益だけを追求するのを投機とすれば、地価の高騰は土地投機を助長する。実際、当時の報告書はしばしば土地投機について言及している。<sup>3)</sup>しかし投機目的であれ、土地開発を進める点では投資と変わりなかった。

籾価格や地代の上昇も土地開発を進める重要な要因であった。19世紀後半は地代は現物で収納するのが一般的であった。当時の地代は大體、収量の10%プラス地租というのが慣行的であった。しかしこの慣行的地代は次第にくずれ、19世紀末頃から次第に地代の上昇が顕著になった。ところで貨幣経済の進展につれて地主の関心は現物地代よりも、それが市場で処分される金銭的地代に移っていく。地主の手取りとなるエーカー当りの地代額は籾価格と地代率（エーカー当り収量に対する地代の割合）および土地生産性（エーカー当り収量）の積で表される。土地生産性を一定とすれば、地代額の上昇率は籾価格の上昇率と地代率の上昇率の和に等しい。実際、この時期の地代額の上昇は籾価格と地代率の上昇の双方によって生じた。地代額の上昇は年々の投資収益を増加させるから、いわゆる投資の限界効率を高める効果がある。つまり籾価格や地代率の上昇は地代額の上昇を通じて土地投資を促進させたと考えられる。当時、土地は極めて収益性に富む投資対象の一つであった。このように地代額の上昇は土地投資を促進し、未開墾地

の開発を進める重要な要因であった。

実際、地代額の高い所でより開発が活発であり、階層分化も激しかった。このことはさきのハントワディ県南部の事例で裏づけることができる。次にこの点に触れておこう。ハントワディ県南部において1879-82年頃の平均地代額は4ルピーから4.5ルピー程度に過ぎなかった。1898-99年になると平均地代額は9ルピーと2倍強にはね上がっていた。郡別に見るとトンガ郡が10ルピーで最も高く、最も安いのがクンチャンゴンの7ルピーであった。1908-09年になると平均地代額は13ルピーへと30%も値上がりした。最も地代額が高いのがやはりトンガ郡で15ルピー、また最も低いのがトワンテ郡およびクンチャンゴンの12ルピーであった。<sup>4)</sup>

上で見たように郡別にかなり平均地代額の相違が見出せるが、そのことは実際には開発状況や階層分化と関連性をもつものであろうかという問題を検討しておかねばならない。まず地代が最も高いのがトンガ郡であるが、ここはⅡで指摘したように中ないし大地主層の形成が最も活発なところであり、小作農による農耕比率の高いところであった。他方、地代の最も低いのがトワンテ郡とクンチャンゴン郡（恐らく台地部）であるが、そこは小農の土地保有が大きなウェートを占め、小作地比率は低かった。このことは地代額が高く、収益性に富む地域（トンガ郡）ではより積極的な開発が進められ、中・大地主層の形成が活発で、また階層分化も激しかったことを示している。つまり地代額の高さと開発はかなりの関連性があるといえよう。

扱て、最後に地価や地代の上昇のもう一つの経済的意義を考えておこう。上でみたようにこれらの上昇は確かに地主や商人の資本主義的な土地開発を進める最も基本的な要因であったけれども、そのことは小作人や自作農あるいは農業労働者に対しては別の意味をもっていた。第1に地価の上昇は資力の乏しい小農達の土地取得を次第に困難にした。Ⅰでみたようにフロンティアが豊富に存在している間は土地価格も安く、数年、小作農や農業労働者として働けば土地購入資金や土地開墾費用を稼ぐことができた。しかし土地価格が高騰してくると、これまで比較的容易であった土地取得が次第に困難になり、小作農や農業労働者の立場から自作農や地主に上向して可能性は次第に乏しくなっていく。つまり小作農や

農業労働者は小作農ないしは農業労働者として再生産されるメカニズムが社会的にビルト・インされていったと考えられる。

第2に地代の上昇であるが、これは明らかに小作人の生活を圧迫する原因になった。実際、小作人は上昇する地代を支払うために生活水準の切り下げを余儀なくされた事例が当時の報告書に指摘してある。<sup>5)</sup> 1880年以前には土地保有規模にはそれ程格差はなく、また小作人でも土地を保有する者が多かった。こういう状況下では農民間で生活水準にそれ程大きな格差がみられなかったと考えられる。しかし乍ら農民の階級化、階層化が進み、また地代が高騰してくると地主と小作人の生活格差が次第に顕著になってくる。このように資力ある富裕な者の土地開発を促した要因が他方において小農の土地取得を排除し、彼らの貧窮化をもたらす要因であったことに注意する必要がある。

## 註

- 1 Page, A.T. (ed.) *Burma Gazetteer, Pegu District Vol A* Rangoon 1917 ( Reprint-1963) 64ページ
- 2 Page (ed.) 64ページ
- 3 Hardiman (ed.) 15ページ
- 4 Hardiman (ed.) 9ページ
- 5 Hardiman (ed.) 9ページ

## Ⅲ 非農業者による土地集積

下ビルマで土地を集積し大地主へ転化していったのはⅡで指摘した地主や商人らの開発地主であり、もう一つの重要な層は農民金融を通じて土地を集積した金貸しや金融業を兼ねる商人達の非農業者であった。

下ビルマにおける農民負債の理由は二つに大別できる。一つは生活のための借入れであり、もう一つは土地購入または土地開発、および耕作費用などの生産的目的のための借入れであった。金額的には後者の方がより大きなウェイトを占めていた。また後で示すように階層的に見れば小農の場合は生活のための借入れが多く、中・大農になれば生産的目的の借入れが多くなった。<sup>1)</sup>

土地開発や土地購入の資金はどのように調達されたのであろうか。一つの源泉

は貯蓄である。Ⅱで指摘したように移動労働者は手持ち資金がほとんどなかったために、数年小作人あるいは農業労働者として働くことによってその資金を得た。しかし土地購入資金や開墾資金のすべてが自己貯蓄だけで賄われたわけではない。特に、1880年代以降になると、米価格の上昇と並んで地価、地代が上昇してくると、金融業者や商人から金を借入れて積極的に土地開発を進める者が出てきた。Ⅱで取り上げた資本家はその典型的な例である。勿論、そうした資力ある者だけが借金したわけではなく、規模の小さい者もそれ相応の借金をして開発をおこなった。ここに下ビルマの農民らが負債に陥いる根源的な事由があった。他方、資金の供給者はこの開発金融を通じて急速に勢力を拡大していった。ファーンバルによると、チェティエが下ビルマの米作諸県の村々に浸透していくのは1880年代以降としているが、<sup>2)</sup>その時期は開発資金が最も旺盛に需要された時期と一致している。

扱て、以下ではイラワジ管区の負債農民に関する政府報告書 (Clayton 編集) からその実態を分析しておこう。ここではモービンおよびトンガ地区を中心に取り上げる。<sup>3)</sup>

第4表 土地保有状況

(単位：エーカー)

	保有面積	占有率 (%)
在地小保有者	2,704	19.8
在地中地主	3,823	28.0
大所有者	778	5.7
不在農民	1,554	11.4
非農業者	4,814	35.2
合計	13,673	100.1

(出所) Clayton, 22ページ

調査対象地区の農地面積は過去17年間で9,930エーカーから15,309エーカーへと53%増加した。そのうちの調査された13,673エーカーについて土地保有状況を見ると第4表のようになっている。これから分かるように小農 (在地小保有者) の土地占有率は2割に過ぎない。しかも非農業者の土地保有が調査地域の3分の

1に及んでいるのが注目される。同報告書によれば、実際の耕作者から非農業者の手に渡った土地面積は3,821エーカーで、残りの約1,000エーカーがもともとの非農業者の保有地と推定されている。<sup>4)</sup>つまりこの間に非農業者の土地保有は約5倍に増加したことになり、かなり急速に非農業者のもとに土地が集積されたことが分かる。

チェティエの土地保有は1,123エーカーで非農業者土地保有の約3分の1(23.3%)を占めていた。チェティエが集積した土地は洪水やサイクロンなどの被害を受けて借金を返済できなくなった農民の土地を抵当流れて取得したものであった。<sup>5)</sup>チェティエはそうして入手した土地を再び売りに出した。また同報告書にはチェティエが投機で失敗した者から入手した土地をモービンの商人に転売した例があげてある。

抵当に入っていた土地は2,591エーカーにのぼり、調査対象面積の18%を占めていた。農業者の抵当面積<sup>6)</sup>は2,335エーカーで、農業者保有面積8,861エーカー(=13,675-4,814)の26%を占めていた。つまり農業者の保有する土地のおよそ4分の1が抵当に入っていたということになる。このうち1,774エーカーが農業目的、主として生産的目的のために抵当に入れられたのであった。つまり抵当面積の約4分の3が生産的目的のためということになる。チェティエによって設定された抵当面積は1,491エーカーで全抵当面積の64%を占め、残りを農業者と非農業者がほぼ均等に分けていた。

調査でカバーされた時期に移転された土地は9,847エーカーで全体(13,673エーカー)の72%に相当する。つまりかなり激しい土地の所有者移転があったことが分かる。なおこのうち半分以上の土地が1度以上移転(取引)された。農業者から移転された土地のうち、36%が非農業者の手中に帰した。土地移転の原因はその80%までが経済状況の悪化によるものであった。<sup>7)</sup>

次に農民の借入れ事由を見ておこう。第5表はモービン、トンガおよびピャーボン地区の負債事由を示している。それによれば階層別にいくつかの顕著な特徴が見出される。第1に小作人から大土地保有者へと階層が向上するにつれて、第1項目の生計費・耕作費のための借入れ比率がかなり減少している。例えば小作人の場合のそれは75%を占めているのに対し、中地主、大地主(ピャーボン地区)

### 第5表 借金の理由

(単位:ルピー) ( )内は比率(%)を示す。

	モービン・トンガ地区			ピャーボン地区		
	小作人 負債額	小土地所有者 (小地主,自作農) 負債額	中土地所有者 (中地主) 負債額	小土地所有者 (小地主,自作農) 負債額	中土地所有者 (中地主) 負債額	大土地所有者 (大地主) 負債額
1 生計費・耕作費	18,403 (75)	13,030 (42)	14,830 (24)	25,990 (43)	38,510 (24)	10,950 (12)
2 農業部門の生産的支出	3,365 (13)	8,005 (25)	24,830 (39)	5,975 (20)	62,500 (39)	54,950 (64)
3 農業事情の悪化	2,175 (11)	4,140 (13)	8,230 (13)	6,260 (10)	25,085 (15)	1,300 (1)
4 個人的・宗教的支出	450 (1)	1,620 (5)	3,750 (6)	1,560 (2)	3,340 (2)	800 (1)
5 非農業部門の生産的支出	- (-)	325 (1)	3,960 (6)	1,600 (2)	8,165 (5)	3,200 (3)
6 非農業事情の悪化	170 (-)	3,900 (12)	5,450 (9)	6,905 (11)	16,150 (10)	12,400 (14)
7 その他	- (-)	- (-)	- (-)	1,520 (2)	4,100 (3)	- (-)

(出所) Clayton (ed.) 24-26, 31-32 ページ

### 第6表 1戸当り平均借入れ額

(単位:ルピー)

地区	モービン トンガ	ピャーボン
小作人	225	324
小地主	369	518
中地主	837	1,204
大地主	1,800	3,432

(出所) Clayton, 24-26 ページ

の場合はそれぞれ24%, 12%に過ぎない。第2に階層が上向するにつれて生産目的のための借入れが増加している。例えば小作人や小土地保有者の場合のそれはそれぞれ13%, 25%に過ぎないが、中地主, 大地主(ピャーボン地区)になると39%, 64%とその割合はかなり高くなる。生産的目的のための借入れとは土地購入がその主たるものになっている。つまりこの項目は資本支出的あるいは投資的性格をもっているといえる。以上の分析から借入れの主体別特徴として、小作人や小農の場合は経常的性格をもつ支出のための借入れが主であったのに対し、中・大地主の場合には資本支出のための借入れが主であったということを指摘できる。

では借入れ額はどうなっているのでしょうか。階層別の1戸当りの平均借入れ額は第6表に示したとうりである。同表から分かるように、小作人と大地主の場

合、借入れ額にかなりの差異が見出され、大地主のそれは小作人の8～10倍にも及んでいる。このことは負債額の多寡が必ずしも貧困の度合を意味するものでないことを示している。むしろそれは借入れ額の債務負担能力を示しているとみる方が適切であろう。

扱て、これまでの分析から小作人よりも土地所有者、土地所有者でも土地保有規模の大きい者ほど借入れ額が大きいこと、さらにその目的は主として土地購入などの生産的目的に充てられていることが理解されよう。ところでこれまでの分析は資金需要者についてであったが、次に資金の供給者について明らかにしておかねばならない。

第7表 借入れ先の分析

(単位：%)

借入れ先	小土地所有者 <sup>(3)</sup> (小地主, 自作農)		中土地所有者 <sup>(4)</sup> (中地主)		大土地所有者 <sup>(5)</sup> (大地主)		小作人	
	全借入れ	担借入れ保	全借入れ	担借入れ保	全借入れ	担借入れ保	全借入れ	担借入れ保
チェティエ	41	46	62	61	100	100	12	72
商人 (ビルマ人)	20	14	18	22	—	—	46	24
〃 (中国人)	8	9	2	2	—	—	7	—
〃 (インド人)	2	—	5	5	—	—	—	—
金貸し農業者 (ビルマ人) <sup>(1)</sup>	4	9	2	2	—	—	6	—
農民 (ビルマ人) <sup>(2)</sup>	21	20	8	8	—	—	26	2

(1) Burman money-lending agriculturist

(2) Burman cultivators

(3) 土地保有面積は26エーカー以下

(4) 〃 は26～100エーカー

(5) 〃 は100エーカー以上

(出所) Clayton (ed.) 27ページ

下ビルマで農民の開発資金や生活資金の貸付けをおこなったのはチェティエ、商人および農業者の三つのグループに大別できる (第7表参照)。チェティエはビルマの植民地化とともにインド・マドラス地方から来緬した金貸し集団のことで、開発金融を通じて下ビルマを中心に確たる地歩を築いた。商人はチェティエ

に次ぐ重要な資金供給者であり、ビルマ人の他にインド人、中国人などの商人も金融業を営んでいた。後者は人口比からすれば、これらの分野への進出は著しかったといえる。ビルマ人の商人はもともと農業で蓄積した者も多く、不在地主化して一方で地代収入を得ながら、他方、町で手広く商業を営むケースもみられた。<sup>8)</sup> こうした富裕な商人も重要な資金の供給者であった。これら二者は非農業者と分類されよう。第3のグループの農業者とは大地主やビルマ人の実際の耕作者であった。地主が自分の所有地で働く小作人に金を貸すことや、耕作者である農民が同じ村の農民から金の融通をうけることはしばしばみられたことである。

第7表は農民金融についていくつかの際立った特徴を示している。土地所有者と小作人に分けて借入れ先をみると、土地所有者の第1位の借入れ先はチェティエであるのに対し、小作人の場合のそれはビルマ人商人である。しかもチェティエの土地所有者に対する貸付けは土地保有規模が大きくなればなる程、彼らの借入れ額に占めるチェティエの比重は高くなっている。例えばミャンマ、トンガの場合、100エーカー以上を保有する大地主については借入れ先は100%チェティエである。第7表から分かるようにチェティエは土地の保有規模も大きく資力または担保力のある中地主、大地主向けが中心であり、小地主、自作農あるいは小作農向けの比重は小さいという特徴が見出される。このことからチェティエの融資の融資は安全かつ優良な貸付け先が中心で、融資に際しても土地を担保にとるなどその方法は一般に極めて堅実であったといえる。チャクラバルティ (Chakravarti) は「銀行調査委員会」(Banking Enquiry Committee) の報告を引用して、チェティエの金利は国内の金融業者の一般的な金利よりもかなり低かったことを強調しているが、<sup>9)</sup>それはチェティエの融資先が他の金融業者のそれよりも唯単に危険の度が小さかったためとみるべきであろう。

チェティエに次ぐ貸付け資金の供給者は商人である。商人による貸付の場合、主たる貸付け先は資力の劣る小作人や小地主である。例えば小作人や小地主の場合、借入れ額のうちで商人からの借入れ額はそれぞれ53%、30%を占め、かなり高い。わけてもビルマ人商人からの借入れ比率が高かった。

第3の供給源は農業者である。もちろん金を貸すことのできたのは地主などの裕福な農民が主体であろう。ファーニバルは「農地が拡大するにつれて、農民の

ある者は富を蓄積し、彼らはこれを他の農民の貸付けに使用した」ことを指摘している。<sup>10)</sup>こうした農業者の貸付けの特徴は小作人や小土地保有者などの資力の乏しい農民向けが中心であったことである。その理由として小農は担保力が乏しく人的関係のある地主や同じ村の農民に頼らざるをえなかったことなどがあげられよう。また大々的な土地開発の場合、借入れ額も多くチェティエなどの専門の金貸しあるいは担当資金力のある商人でなければ対応できなかったためと考えられる。

これまでみてきたように、貸金の供給者はチェティエ、商人、農業者の三者であった。しかし金額的にみれば前二者の非農業者による貸付けが大きなウェートを占めていた。一例であるが、ピャーポンの場合をみると、チェティエの貸付け額は22.7万ルピー、商人（ビルマ人）9.7万ルピーに対し、農業者による貸付け額は6.5万ルピーに過ぎない。<sup>11)</sup>つまり下ビルマの農民金融の大半は非農業者によって供給されたとみてよいであろう。

Iで明らかにしたように、今世紀に入って次第に非農業者の下に土地が集積されるが、それには彼らによる金融が深い関わりをもっていたと考えてよいであろう。農民融資は土地開発を促し経済発展を促進する要因でもあった。融資は通常、土地を担保にしておこなわれたが、何らかの事情で借金が返済できなくなるとその土地はたちまち抵当流れとして金貸しに取り上げられた。近代的な商慣習の未熟なビルマでは金利が極めて高く、<sup>12)</sup>また下ビルマでは洪水等の自然災害にしばしば見舞われ、こうしたことが農民の経済状況を悪化さす大きな要因であった。実際、洪水の被害を受けやすい地域では土地が非農業者の手に移っていることがよく見られた。<sup>13)</sup>

## 註

- 1 Crayton, H. (ed.) *Report on Indebtness in the Irrawaddy Division*, Rangoon 1910 第3章
- 2 Furnivall, *Colonial Policy* 86ページ
- 3 Clayton (ed.) 22～35ページ
- 4 Clayton (ed.) 23ページ
- 5 Clayton (ed.) 23ページ

- 6 残りの256エーカー (2,591-2,335) は非農業者の土地が抵当に入っていたと考えられる。
- 7 Clayton (ed.) 23ページ
- 8 Hardiman (ed.) 13ページ
- 9 Chakravarti 65ページ
- 10 Furnivall, *An Introduction to* 120ページ
- 11 Clayton (ed.) 33ページ
- 12 ハーディマンの報告には次のような例がある。ペグー県では土地収益率は年率27~28%と極めて高かったにもかかわらず、借入れ金利は36%にも及ぶため借金して開発するのは採算があわないという指摘がある。Hardiman (ed.) 15ページ参照。
- 13 Clayton (ed.) 11ページ

## むすび

これまで分析してきたことから明らかなように、19世紀末から下ビルマの農村社会でかなり重要な経済変化が起こってきたことが理解されよう。少なくとも1870年代頃までは地主と小作農の区分はそれ程明確でなく、階級分化は進んでいなかった。土地保有者でも保有規模に大きな格差はなく、階層分化も顕著ではなかった。小作人や農業労働者からスタートしても、数年のうちに小区画の土地を保有することができた。

しかし1880年代に入ってからこうした状況に変化がみられるようになった。下ビルマの主要米作県を中心に小作地がかなりのテンポで増加しはじめた。土地保有者でもその保有規模に変化がみられるようになり、中・大地主保有者の土地保有が大きなウェートを占めるようになった。こうした中・大地主層を形成したのは荒蕪地を小作地として開墾した資力ある地主や商人らであり、またもう一つの層は農民金融を通じて土地を集積していったチェティエなどの金貸し、それに金貸しを兼ねた商人の非農業者であった。特に、今世紀に入ってから非農業者の下により急速に土地が集中した。一方で中・大地主層の形成が進むのに対し、他方で開発余地が乏しくなってきたこと、地価が高騰してきたことなどの理由によって小作農らの土地取得が次第に困難になってきた。土地を失う農民がふえ、高騰する地代は小農の生活を圧迫した。こうして下ビルマは19世紀末頃より、地主=小作関係の展開とともに社会的不安定要素を増大させていった。